

令和4年9月採用

大治町社会福祉協議会職員募集要領

令和4年9月採用の新規雇用常勤職員を次のとおり募集します。

1. 募集職種

児童福祉事業全般 1名

2. 仕事内容

大治町社会福祉協議会が行う児童福祉事業に従事いただきます。

○児童センター事業、子育て支援事業、放課後児童クラブ事業、親子通園療育事業

3. 勤務時間

基本：月曜日から土曜日のうち5日、午前9時30分から午後6時15分

午前10時30分から午後7時15分

※勤務時間・土曜日勤務については、配属により勤務形態が異なります。

4. 休日等

日曜日、祝祭日、夏季休暇、年末年始（12/29～12/31、1/2～1/3）、完全週休二日制

5. 給与額

基本給 短大卒 163,100円～

大卒 182,200円～

※職務経験年数等を加味し支給する予定です。

6. 諸手当

地域手当：9,786円～

通勤手当：通勤距離等により支給（上限毎月55,000円まで）

※マイカー勤務可（駐車料金2,000円/月）

その他手当：扶養手当、住居手当等、服務規程により支給

7. 賞与

年2回 計4.39月分（前年度実績）

8. 加入保険等

雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険、退職金制度あり（継続1年以上）

9. 採用時期

令和4年9月1日

（但し、8月から入職できる場合は、常勤または非常勤職員として採用。）

10. 年齢要件

なし

11. 資格要件

次のいずれかの資格を持った方

- ①保育士 ②幼稚園・教員免許 ③社会福祉士

12. 試験内容

書類選考、小論文試験、面接試験

13. 試験日

小論文試験・面接試験：7月初旬

14. 申込方法

履歴書（写真貼付）、資格証の写しを本会事務局へ令和4年6月30日までに提出して下さい ※郵送可（必着）

15. 注意事項

（1）次に該当する方は、受験できません。

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている人
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党やその他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（2）採用時まで、各資格の合格証または登録証、免許証の写しの提出が必要です（提出ができない場合は、採用しません）。

（3）受験資格の有無、提出書類の記載事項に不正があった時は、合格を取り消す場合があります。

16. 申込先

〒490-1143 海部郡大治町大字砂子字西河原18番地 総務部
(大治町総合福祉センター希望の家)